

令和7年度寒河江市ごみ集積所設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭ごみの適切かつ効率的な収集を行うとともに地域環境の美化及び公衆衛生の向上を図るため、市内各町会（以下「町会」という。）が行うごみ集積所設置事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ集積所 寒河江市が家庭系一般廃棄物の拠点収集運搬を行うために、市民が家庭から排出するごみを一時的に集積し、ごみの散乱が防止できる施設であって、町会等が設置し、及び維持管理する施設をいう。
- (2) 改築 ごみ集積所の全部又は一部（構造上重要な部分）を新しく作り直すことをいう。
- (3) 修繕 ごみ集積所の機能を維持、回復又は向上させるための修繕であって、前号の改築に該当しない軽微なものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町会が維持管理を行うごみ集積所を新設し、又は改築する事業とし、その条件は次に掲げるものとする。

- (1) ごみ集積所の敷地として使用する土地について、土地所有者及び管理者の同意を得ていること。
- (2) 当該ごみ集積所につき、この要綱の規定による補助金と同様の補助金の交付を受けていないこと又は交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年以上経過していること。

- (3) ごみ集積所の設置工事について、交付決定日以降に着手し、令和 8 年 3 月 31 日までに完了すること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) ごみ集積所設置工事（購入）費（修繕に要する費用を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額又は 5 万円のいずれか低い額以内の額とする。ただし、当該ごみ集積所の利用世帯数が 30 世帯以上の場合は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額又は 10 万円のいずれか低い額以内の額とする。

2 補助金の額に 100 円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、令和 7 年度寒河江市ごみ集積所設置事業費補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、令和 8 年 3 月 13 日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 同意書（様式第 4 号）（ごみ集積所を私有地に設置する場合）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更、中止及び廃止の条件)

第 7 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助事業の実施主体又は施行箇所若しくは設置場所の変更
- (3) 補助金の額に増減を伴う変更
- (4) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の 20 パーセントを超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第14条の規定にかかわらず、完了後30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで、令和7年度寒河江市ごみ集積所設置事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類等を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業成果概要（様式第7号）
- (2) 収支決算報告書（様式第8号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第9条 市長は、補助事業の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（帳簿等の保管）

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。